

## 献辞

二〇二三年三月末をもって、稲葉馨教授と小池和彦教授が、御定年により本学部を御退職された。本誌はその記念として発刊される。お二人の学園及び学部に対する功績を称え、法学部長としてここに感謝の言葉を述べさせていただきます。

稲葉馨教授は、二〇一九（平成三二）年四月に本学部に着任された。一九七七（昭和五二）年に東北大学大学院法学研究科で修士を取得された後、先生は熊本大学法学部、政法大学法学部を経て、母校の東北大学大学院法学研究科に教授として迎えられる。この間、一九九八（平成一〇）年には東北大学から博士号を授与され、満を持しての凱旋であったろう。東北大学大学院では、二〇〇六（平成一八）年から二〇〇九（平成二二）年まで法学研究科長を務められ、その発展に貢献された。母校から二〇一八（平成三〇）年に名誉教授を与えられた、学界でも高名な先生を、二〇一九（平成三二）年から立正大学法学部に迎えられることは、私どもにとって大きな喜びであり、また名誉であった。

正直なところ、研究よりも教育の比重が大きくなりがちな私立大学に先生をお迎えすることに、恐縮する思いがなかったわけではない。ファカルティとして、先生の膨大で重厚な御業績に十分に応えられるかどうか、心許ないところもあった。学生も必ずしも一線級の研究の話を書きたがるわけではなく、社会との接点に基礎づけられた身近な話題の方に反応する。授業という「サービス」に対する期待や要望も、先生の以前の環境とは異なるものだった。

たろう。まして、二〇二〇(令和二)年には新型コロナウイルスの影響でオンライン授業が日常となり、教授会メンバーや学生と直接言葉を交わす機会も限られていた。常に真摯に仕事に向かう姿勢を保たれる先生であるからこそ、おそらくは人知れず悩まれたことも多かったのではないかと想像している。

しかし、教員にとっても学生にとっても低きに流れやすい環境の中で、先生の講義や日々の御助言は、自分たち自身の見方や姿勢を反省する良い機会だった。補助金額や入学志願者数や国際競争の中で日々ランク付けされる現在の大学の中でも、基本は地道な学問研究と本質を突いた授業であり、その土台なくして大学は大学たりえないということを、先生は示して下さっていたと思う。自分のゼミの学生に「稲葉先生の授業は、大変かもしれないけれど、あれこそ大学の授業なのだよ」と話すことができた、その幸運に心から感謝したい。

政治学者である筆者に先生の業績を評価することはできないが、ただ住民投票に関する御研究など、所々交錯する部分もあった。二〇二二(令和四)年には、先生のコーディネートにより、第一七回立正大学法学部・法制研究所シンポジウム「住民参加・住民投票制度を考える」を、基調講演に武田真一郎成蹊大学法学部教授、報告者に申龍徹山梨県立大学国際政策学部教授を迎え、成功裏に開催することができた。本学からも山口道昭教授が報告し、活発な議論が交わされた。稲葉先生の研究ネットワークが本学の研究活動を進展させた華やかな催しであった。私自身も数々の発見があり、楽しい一時を過ごさせていただいたことに、あらためて御礼申し上げます。

立正大学法学部という場所が、先生の過ごしやすい居場所になっていたのかどうか、もっとできることもあったのではないかと、今思えば法学部長として反省する点も多い。だが、少なくとも本学部にとって稲葉先生はかけがえのない仲間(とあえて記させていただく)であった。今後とも、ますますの御健勝と研究の発展を祈念する。

小池和彦教授は、一九八一(昭和五六)年に慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻で修士号を取得、一九

八四（昭和五九）年に同専攻博士課程を単位取得退学した後、同年四月に立正大学法学部専任講師に着任された。本学部は一九八一（昭和五六）年四月の開設であり、先生の着任年は第一期の学生が四年生だった年度である。先生は、本学部創設当時の雰囲気を知る世代として、長年にわたり学園と学部の発展に貢献してこられたのである。

民事訴訟法を中心に、民事執行・保全法や倒産処理法なども担当された先生は、着実に実績を重ねられ、一九八七（昭和六二）年には助教、一九九三（平成五）年には教授と、順調に昇任された。私事になるが、筆者が立正大学法学部に着任したのは、二〇〇〇（平成一二）年である。当時、小池先生は、故清水千尋法学部長の下、法学部予算主任を務めておられた。私自身は入職当時に、教育であれ校務であれ、仕事の基本を小池先生と清水先生から（また同じく執行部にいらした坂本仁先生と三林宏先生から）教えられたのである。先生は地味ながら堅実な職人気質で、学部内における信頼から、その後も立正大学学園理事や法制研究所長などを歴任される。やや変わったところでは、硬式野球部長として野球部の活躍を支えたことも、記憶されるべきであろう。

創設当初からの法学部は、新設学部ということで、運営方法の確立にも、入試での学生集めにも、かなりの苦労があったと聞かされてきた。私には想像もつかないようなそうした御苦勞の中で、先生は日本民事訴訟法学会・日本比較法学会に所属して研究を継続されるとともに、先に記した野球部長としては、本学野球部を東都大学野球一部リーグ優勝、さらに明治神宮野球大会優勝で日本一に導くなど、社会と学園の発展のために尽くされた。穏やかなお人柄は、教室でも学外でも慕われ、派手なところはなくとも、人が自然に集まるというのが先生の御人徳であった。今後とも、たまには大学に足を運んでいただき（御本人はもうゆつくり過ぎたいとお申し出ではあるが）、後輩に温かな御助言をいただければありがたいと思う。

iii 両先生の御尽力を胸に、立正大学法学部の教職員と学生は、今日も自らの勤めに励んでいる。両先生もまた、ま

すますの御健勝のもと、これまでには後輩たちのためにと校務の陰で我慢されていた御研究に、自由に組み込まれること間違いはない。願わくは、今後とも縁が切れることなく、時にお目にかかる機会をいただけることを期待して、感謝と献呈の辞とさせていただきます。

二〇二三(平成五)年五月三十一日

立正大学法学部長 早川 誠